

議員提出第十三号議案

特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する意見書

特殊土地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和二十七年に特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「特土法」という。）が制定されて以来、これまで十四回にわたる期限延長が図られ、多大な成果を上げてきているところである。

しかし、近年、気候変動に伴い、台風や大雨による災害が激甚化・頻発化する中で、侵食を受けやすい特殊土地帯においては、治山、治水や砂防、道路・農地防災など、住民が安心して暮らしていくために必要な対策を講じていく必要がある。

このような中で、特土法が令和九年三月三十一日で期限を迎える。

よって、国会及び政府におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を五年間延長することを強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年九月二十四日

大分県議会議長 嶋

幸 一

衆議院議長	森英介
参議院議長	関口昌一
内閣総理大臣	高市早苗
総務大臣	藤井比早之
財務大臣	片山さつき
農林水産大臣	築山和生
国土交通大臣	井林辰憲